

ノーモア・ミナマタを語り継ぎ、住みよいまちづくりを！

NPOみなまた



No. 2 (2002年1月)



(提供：南日本新聞社)

☆あけましておめでとうございます☆

旧年中は大変お世話になりました。心からお礼を申し上げますとともに、今年もどうぞよろしくお願いいたします。

さて、昨年は、NPOみなまたを立ち上げ、多くのみなさまのご支援をいただきながら活動をすすめ、中でも私の夢でありました「三郎の家」の建設が始まりました。12月の起工式には、渋谷出水市長、松下名護東公民館長はじめ、寺園出水市介護保険課長、名護中、西岡公民館長、ご近所のみなさんなど50人にご列席いただき、地域の方々の期待を肌で感じました。

今年もNPOみなまたが掲げる理想に向かって、一同邁進する決意でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

代表理事 橋口 三郎

発行：NPOみなまた 発行責任者：橋口三郎 ☎867-0045 水俣市桜井町2-2-20

☎0966-62-9822 fax0966-62-1154 Eメール：npominam@fsinet.or.jp

題 字：江口 睦美

(カット：くさのあき)

水銀国際会議とメチル水銀の微量汚染について

水俣協立病院院長・NPOみなまた副代表理事
高岡 滋

1. 水銀国際会議

2001年10月15日から19日の間、世界の水銀研究者による水銀国際会議が水俣で開催されました。1990年にスウェーデンのストックホルムにおいて第1回の会議が開催されて以来、今回で6回目になります。

私がこの会議の存在を知ったのは、1998年でした。1999年にブラジルのリオ・デジャネイロで開催された第5回水銀国際会議に何とか間に合わせて演題を発表しました。そのときに印象的だったのは、日本の研究が不充分であるという各国の研究者の意見でした。

このまま第6回国際会議が開かれて私たちが何もしなかったら、医学の面についても社会的な面についても、本当の水俣病の姿は世界に伝わらない、という危惧をいただきました。



これまで、真の水俣病の姿を解明し、患者さんを支えてきた、熊本県民会議医師団や水俣病訴訟弁護団の研究や活動については、海外では全くと言ってよいほど知られていません。たとえば、水俣でのメチル水銀中毒では感覚障害だけの患者はいないということが世界的には公式に通用しています。もちろん、この見解に対して世界の研究者の多くは大いなる疑問を持っています。

2. 水俣病県民会議医師団、水俣病弁護団などの発表

このような状況のなかで、私たちの目標は、医学、救済への運動、患者・市民の意識など、広い範囲で演題を提出し、議論をしていくということでした。そのなかで、医師団の発表は以下の通りです。

- 1) 桂島における慢性水俣病の臨床疫学的研究（発表：藤野 糺）
- 2) 典型的先天性水俣病の底辺、その1：袋中学校生徒の集団検診（発表：藤野 糺）
- 3) 典型的先天性水俣病の底辺、その2：袋中学校卒業生の26年後の調査（発表：藤野 糺）
- 4) メチル水銀の濃厚汚染地域における異常妊娠の発生推移についての疫学的研究（発表：板井 八重子）
- 5) メチル水銀汚染地域の患者の自覚症状（発表：川上義信）
- 6) こむらがえりは水俣病患者やメチル水銀汚染地域で高率に発生する（発表：高岡 滋）
- 7) 水俣病の体性感覚障害は脳皮質障害によってひきおこされる（発表：高岡 滋）
- 8) メチル水銀汚染地域における医療機関の医学研究に対する役割（発表：高岡 滋）
- 9) 水俣病熊本県民会議医師団によるメチル水銀汚染地域住民検診（発表：谷口一也）
- 10) 水俣病患者の救済と水俣病事件の解決に果たした全日本民医連の役割（発表：赤木正彦）

また、弁護団の発表は以下の通りです。

- 1) 水俣病国家賠償裁判（発表：千場茂勝）
- 2) 水俣病患者の補償制度と裁判の役割（発表：板井 優）
- 3) 認定制度と患者の救済（発表：村山光信）
- 4) 水俣病と企業の責任（発表：馬奈木昭雄）
- 5) 水銀汚染と環境復元事業（発表：森 徳和）

そのほか、水俣協立病院とハルピン医科大学との共同研究が5演題、在宅ケア研究会による水俣病に関する医療従事者と患者の意識調査で2演題、新潟民医連から1演題が発表されました。水俣病県民会議医師団、水俣病訴訟弁護団、水俣協立病院が発表、協力した演題は合計23演題にのぼりました。これらの発表内容については、「NPOみなまた」で日本語の報告集を出す予定です。

3. メチル水銀の微量汚染が人体に及ぼす影響について

現在、より少量のメチル水銀が人体に及ぼす影響について、世界で研究が進められています。メチル水銀の障害が最もあらわれやすいのは、胎児の脳と言われています。したがって、妊婦が摂取した魚介類からのメチル水銀汚染が最も問題となるのです。魚介類では、食物連鎖により、サメ、マグロなどの大型の魚ほどメチル水銀が多く含まれています。しかも、水俣のような特定の汚染地だけでなく、世界中どの地域でも高い濃度が報告されているのです。

胎児に対するメチル水銀の微量汚染の影響についての最近の研究は、ニュージーランドでおこなわれ、アフリカ沖のセイシェルズ諸島、デンマークのファロー諸島で現在も研究が進んでいます。セイシェルズ諸島、ファロー諸島での研究は、妊娠中の母親の毛髪水銀などと、出生児の出生後の運動や知能などの発達との関係を調べる方法がとられています。水銀暴露レベルとしては、妊娠中の母親の毛髪水銀5～10ppmでの影響です。ファロー諸島での結果は10ppm未満でも危険であるという結果を出していますが、セイシェルズ諸島では全体として影響を認めないという報告を出しています。

2000年、アメリカ科学アカデミーの委員会（National Research Council）が、議会の要請に応じ、メチル水銀の健康影響について、ファロー諸島のデータを重視した報告書を発表しました。ファロー諸島のデータが採用された根拠は、疫学デザインが良いこと、毛髪だけでなく臍帯血の水銀濃度を調べていること、評価方法が包括的であること、などです。また、危険性を評価する際には、より厳しい結果を尊重する必要がある、とも述べており、リスクに関する考え方として重要です。その報告は「Toxicological Effects of Methylmercury」という本にまとめられ、出版されています。

この報告を受けて、アメリカの環境保護局（EPA）は、ファロー諸島の研究により出生児に異常を認めたデータのなかで母親の毛髪水銀値11ppmを認定し、その10分の1である1ppmをリファレンス・ドース（RfD：一生摂取しつづけても安全とされる値）としました。

今回の国際会議では、ファロー諸島での研究をしているグループはテロの影響で参加できず、セイシェルズ諸島のグループは、より詳細な精神運動発達指標でみても相違を認めなかったという報告をしました。

4. メチル水銀の微量汚染研究の水俣についての意味

母親の毛髪水銀10ppm前後での胎児に対するリスクは論争中で、危険であるというデータが評価されつつあるということですが、母親の毛髪水銀20ppm以上で胎児に対するリスクがあるということは、ニュージーランド、イラクなどの結果を含め、研究者間でコンセンサスがあると言って良いでしょう。

それでは、このことは水俣地域にとってどのような意味を持っているのでしょうか。熊本県衛生研究所が1961年に実施した調査では、水俣市で調査された毛髪水銀199検体中10ppm未満はわずか38例（19%）であり、50ppm以上は61例（31%）にものぼりました。水俣病が公式発見された1956年から59年前後はもっと水銀値が高かった可能性があり、その後の魚介類摂取規制がなかったため、出生後を含め長期に暴露を受けている可能性が高いといえます。

世界のメチル水銀中毒研究の成果からすると、感覚障害を来すようなメチル水銀中毒は決して微量汚染などではなく、顕性汚染です。成人のメチル水銀中毒による感覚障害発

症の汚染閾値は必ずしも明確ではありませんが、これらの患者はおよそ毛髪水銀50ppm以上に相当する暴露を受けてきたと考えられます。感覚障害の存在を国が認め補償を受けた人だけで1万5000人に及んでいます。とするならば、水俣周辺地域で毛髪水銀値10ppm、20ppm以上の小児、妊婦がどれだけいたか、相当数にのぼったことは想像に難くありません。しかも、水俣ではメチル水銀を含む廃水は1932年から1968年まで30年以上にわたってたれ流されてきました。これまでの研究では、水俣のような数10年以上にわたる汚染については検討されていません。

このように、毛髪水銀10ppm前後の身体影響の問題を「微量水銀」の問題と定義すれば、水俣住民にとっては、微量汚染のみならず、中等量および多量汚染の問題なのです。従って、今後もこれまで以上に水俣周辺地域の健康調査をおこない、住民に対して行政が説明責任を果たし、公衆衛生学的政策をとることは、ファロー諸島やセイシェルズ諸島の研究結果とは無関係に必要なことです。

5. メチル水銀の微量汚染の日本全体についての意味と、求められる政策

毛髪水銀10ppm前後の微量汚染が問題になっているということは、メチル水銀汚染が水俣のみならず日本全体の問題になってきているということになります。日本で水銀の問題が真剣に政策として取り組まれなかった結果、水銀の微量汚染は日本全国にわたっていると考えられます。現在の毛髪水銀値は、水俣でも東京でもあまり変わらず、マグロを多食する人などはどこでも毛髪水銀値10ppmを超える人がいると言われています。今後、日本でも、妊婦に対する魚介類摂取制限をおこなうべきだと考えます。

日本での魚介類の水銀規制値は、その摂取

量にかかわらず、0.4ppm未満とされています。アメリカのEPAの提唱している毛髪水銀をRfDである1ppm以下にするためには、50kgの体重の人が日本の規制値ぎりぎりの魚介類を摂取するならば、1日の魚介類摂取量を14g以下にしなければなりません。日本人の魚介類の1日摂取量は90g強とされていますから、これは相当厳しい値となります。

以前からアメリカでは、魚介類を汚染度に応じて分類し、それぞれの摂取量を規制する方法がとられています。2000年のNational Research Councilの発表をもとに、アメリカのEPAと食品医薬品局（FDA）は、妊婦に

対して、特に大型魚の摂食を制限するように、2001年1月勧告を出しました。しかし、これらの勧告も、マグロなどの魚介類が入っていないなど規制が甘いという批判を、米国内のNPO団体から受けています。

現在、日本で子供の精神運動発達上の問題や少年犯罪などがマスコミでも報道され、とりあげられています。アメリカでも、自閉症、多動、学習障害などの子供が増えており、水銀、銅、PCB、ダイオキシンなどとの関連が疑われています。当然、上記のような子供の問題については、社会環境の変化との関連も考えられますが、メチル水銀を含む化学物質も重要な原因の一つとなっている可能性があります。



今後、この「NPOみなまた」誌上で、メチル水銀関連の情報の提供をおこなっていきます。

政府機関など

EPA: <http://www.epa.gov/>

FDA: <http://vm.cfsan.fda.gov/>

National Research Council: <http://www.nas.edu/nrc/>

米国々内の水銀関連NPO

Greater Boston Physicians for Social Responsibility: <http://www.igc.org/psr/>

Environmental Working Group: <http://www.ewg.org/>

Mercury Policy Project: <http://www.mercurypolicy.org>



水銀国際会議に発表して

水俣在宅ケア研究会

永野 ユミ・上野 恵子

水俣在宅ケア研究会は、今回の水銀国際会議に「水俣地域における有機水銀中毒被害者の健康ニーズ評価および現在の保健関連サービス評価」および「水俣での有機水銀汚染被害者によって体験されている被害」の2演題を発表しました。

水俣在宅ケア研究会は、地域の在宅ケアの充実を目標に、水俣市および近隣の2市4町の保健、医療、福祉関係者が集い、1987年に発足しました。現在会員数は250名です。活動としては、在宅ケアでの具体的な課題から保健・医療・福祉に関する全般的な問題での講演会や研修会の開催、また調査研究にも取り組んできました。

昨年、9月、研究会では現在ワシントン在住の市原京子先生（国際保健学・金沢医科大学衛生学教室協力研究員）を講師に「ひとりの健康、地域の健康」と題して講演会を開きました。市原先生は、地域の健康・福祉の水俣標準・施策は一人の健康・生活状態から見えてくると強調され、当地域の健康や福祉は水俣病を抜きには考えられないのではと示唆を得ました。その学びを基に、水俣病の患者さん



や市民は、実際、水俣病について現在、過去においてどのように思っているのか、また、現在の健康、福祉への要求、意見はどうか、研究会として調査することになりました。そして、昨年暮れから約半年間かけて水俣病患者さんと水俣市内の保健・医療・福祉施設で働く従事者のアンケート調査に取り組みました。調査方法は、水俣病患者さんは会員が主に訪問・聞き取り調査を行い、従事者は無記名自形式としました。

約150名の水俣病患者と263名の従事者の方々から意見を頂きました。

調査結果については先の市原先生に全面的に援助していただき、今回の発表に漕ぎ着けたのでした。

尚、今回の調査は予備調査と位置付けていますので、今後本調査をする課題が残っています。また、今回の調査結果については、別途報告書を作成し、今回の調査について受賞させて頂いた「ノーモア水俣環境賞」基金様およびご協力を頂きました皆様方に対しご報告いたしますとともに深く感謝申し上げます。



薬害ヤコブ病の全面解決をめざして

薬害ヤコブ病大津訴訟弁護団長
弁護士 中 島 晃

1. ヒト乾燥硬膜による薬害ヤコブ病

ヒトの死体からとった脳硬膜（脳をつつむ一番外側の膜）を原材料とするヒト乾燥硬膜ライオデュラの移植によって引き起こされた薬害ヤコブ病。正式な病名はクロイツフェルト・ヤコブ病という。狂牛病などと同じプリオンが病原体で、脳がスポンジ状に破壊され、早速に痴呆が進むため、大多数の患者は発病後1、2年で死亡する。現在のところ、有効な治療法が全くない恐るべき疾患である。

ヒト乾燥硬膜ライオデュラは、ドイツの医療メーカー、ビー・ブラウン社によって製造され、1973年、厚生省が医療用具としてこれの輸入販売を承認（許可）したことから、日本で使用されるようになった。脳外科手術で、脳の開頭手術を受ける際に、脳硬膜の欠損部を補てんするために、ヒト乾燥硬膜が使用された。その使用数は、年間2万枚と言われ、1997年に使用が中止されるまで、約40万枚のライオデュラが日本で使われた。

ところが、ビー・ブラウン社は、このライ



厚生労働省前で行われた「人間の鎖」
(01年11月6日)／写真・若橋一三
2001.01「いつでも元気」より転載

オデュラの製造にあたって、厳格なドナー（硬膜提供者）選択を行わなかったばかりか、逆に病院の解剖助手を買収して、どんな死体からでも無差別に硬膜をはぎ取って、これを原材料としたため、ヤコブ病の病原体に汚染されたヒト乾燥硬膜ライオデュラが製品として出回ることになった。その上、製造過程で一度に最大600枚もの硬膜を混合して処理していたため、汚染が一層拡大することになった。これは、血液製剤によるHIV感染の場合と全く同じパターンである。

2. 薬害ヤコブ病訴訟の提訴とその全国的な拡がり

滋賀県甲西町に住む主婦、谷たか子さん（当時41才）がヤコブ病に罹患したのは、1996年4月のことであった。自宅近くの郵便局に行った帰りに、突然自分の家に帰る道がわからなくなり、やがて家の中でもトイレがどこにあるのかわからなくなるなど、痴患が進み、やがて幻覚症状も出現して、発病後、口をきくことも身体を動かすこともできなくなって、ヤコブ病と診断された。夫の谷三一さんは、たか子さんの看病の傍ら、この病気

の原因をつきとめようとして、必死になって調べた結果、病院でヒト乾燥硬膜ライオデュラの移植を受けていることをつきとめた。ヤコブ病という恐るべき薬害を引き起こしたライオデュラの輸入販売を行った企業とこの輸入販売を承認許可した国（厚生大臣）の責任を追及するため、谷さん夫妻が大津地方裁判所に損害賠償訴訟を日本で初めて提起したのは、1996年11月のことであった。

その後、翌97年9月、東京地裁に茨城県の

患者の遺族が提訴したことにより、薬害ヤコブ病訴訟は、大津と東京の2つの裁判所に係属することになった。現在、両地裁に合計28

3. 裁判所の和解勧告と原告団の統一要求書

裁判は、2001年7月2日、大津地裁で提訴後4年8ヶ月あまりの審理を経て、結審し、2002年3月25日に判決の言い渡しを迎える。裁判所は、結審にあたり、当事者双方に和解を勧告した。東京地裁でも、7月16日結審したが、同様に和解の勧告を行った。

原告団は、裁判所の和解勧告をうけて、8月8日統一要求書を作成し、これを両地裁と被告らに提出した。この要求書には、被害者全員の早期全面救済の実現を求めるとともに、薬害の再発防止・根絶、ヒト組織由来の製品による感染被害の防止と救済制度の確立、生存患者の療養・看護と患者家族に対する精神的ケア、ヤコブ病サポートネットワークの創

4. 和解所見をもとに全面解決の実現へ

東京と大津の原告団・弁護団は、全面解決闘争に取り組むために、2001年8月24日、薬害ヤコブ病被害者・弁護団連絡会議を結成し、多くの労働者・市民の支援をうけて、10月23日の厚労省前座り込み行動を皮切りに、11月6日厚労省を包囲する人間の鎖・生命の大合奏を軸にして、11月5日～7日、11月12日～14日と座り込み行動を展開した。

こうした運動の高まりのなかで、大津・東京の両地裁は、11月14日、被告国と企業の責任を厳しく指摘した和解に関する所見を発表した。そして、遂に11月22日には、国は裁判所の所見を前提にして、和解協議に応ずることを決定した。

件の患者の訴訟が提起され、全国的な集団訴訟に発展している（但し、生存患者3名）。

設など11項目の要求事項を掲げている。

とりわけ、サリドマイド、薬害スモン、HIV薬害などわが国で深刻な薬害が繰り返し発生し、その都度、国と企業が再発防止に最善の努力を尽くすことを確約しながら、薬害ヤコブ病の発生を招いたことは、日本における薬害の発生が構造的なものであることを示している。こうした薬害発生の構造を根本的に変えない限り、21世紀にも悲惨な薬害が繰り返されるといわなければならない。

いま原告団は、薬害の再発防止・根絶という国民的課題の実現を正面から掲げて、薬害ヤコブ病の全面解決に向けて全力をあげてたたかっている。

これにより、薬害ヤコブ病の全面解決に向けて、大きな前進がはかれることになった。しかし、一方で国は依然として、1987年のアメリカでの第一症例報告前に手術を受けた患者は法的責任はないという立場を変えておらず、和解による最終解決を実現するまでには、なお乗り越えなければならない課題がいくつに残されている。

いま、薬害ヤコブ病の被害者・弁護団連絡会議は、被害者の早期全面救済と薬害の根絶の実現を目指して、全力をあげてたたかう決意を固めている。水俣病の被害者の皆さんをはじめ、多くの国民の皆さんの一層のご支持とご支援を心からお願いするものです。

ハンセン国賠訴訟のたたかい

現状と課題そして展望

ハンセン国賠訴訟西日本弁護団代表
弁 護 士 八 尋 光 秀

□ 判決の日

2001年5月11日熊本地方裁判所。「青空がひろがった」「太陽はかがやいた」「もう、うつむかなくていい」原告たちが口々に心を言葉に表した。集まった人々をかつてない感動が包み込み、全面勝訴の報は世界を駆けめぐった。5月23日国は控訴断念し、判決は確定した。8月、国は法的責任にもとづく謝罪と償いと再発防止を約束し、原告との基本合意書に調印した。原告が受けた過去の被害が、今も繰り返し真新しく私たちをつき動かす。ハンセン国賠訴訟のたたかいは、2001年の司法、立法、行政にまたがって最大の課題となった。この国の憲法枠組の健全さを多少なりとも示しえた、そう

自負している。判決の日を境に、一連の動きの大きさと速さに眼を奪われながら、判決の日までの90年間に及ぶ連綿と悲慘を極めてきた、誤った国策による社会のいわれなき偏見、差別の積み重なりを、忘れてはいけないと思う。



□ 隔離から開放へ

提訴のとき、らい予防法はすでに廃止され、療養及び生活の保障は約束され、なにを求めた裁判か、とよく問われた。らい予防法は廃止された。だが、社会に繁茂するいわれなき偏見と差別が取り除かれることはなかった。療養及び生活を保障するといっても、社会のなかで医療を受け生活することを支えてはくれない。前と同じように療養所のなかでひっそりと息をひそめて生きてゆく。隔離から開放への政策転換の道すじはなかった。

判決は90年間に及ぶ国の過ちを厳しく指弾し、それによってもたらされた原告らの人生被害に涙しながら国の法的責任を認めた。この法的責任を礎に謝罪、償い、再発防止を勝ち取った。療養生活の保障は福祉としてではなく、償いとして果たされるべきこと。ハンセン病に対する差別、偏見は国の誤った法と政策により作出、助長されたもの。社会生活に必要な支援は、謝罪、真相究明、再発防止がともに国の法的責任において完うされること。誤った行為で取り返しのつかない被害を与えたものの当然の責任として、償いとしての開放政策への転換を認めさせたのである。

□ これから

かつて不正の行われた場所に正義をもたらすことができたか。ほんの少しでも。国のハンセン病政策の誤りは大きな教訓を残した。患者のため、社会のためという錦の御旗をかざした医療政策は、社会の人々にいわれのない恐怖と非難をまきちらし、差別と偏見を作り出し、助長した。ある時は慈悲を装い、ある時は人々の無知に乗じて、人間としての責任性の放棄のうえでとりかえしようのない人権被害を築いていった。未来は過去と現在の延長線上にしか存在しえない。誤った過去を検証し是正する今日に時を足していかなければ、あるべき未来に手は届かない。経済的な支援について、いくばくかの目途がついた。原告たちが失ったものは人生そのもの。途方もなく大きい。法的責任だけではなく道義的責任も含めて、奪われた人生をとりもどすための活動に終わりはしないもの、と思う。

「三郎の家」起工式 厳かに、和やかに

12月1日、小春日和にめぐまれたこの日「三郎の家」の起工式を行いました。式は、加紫久利神社神主のもと、厳かに執り行われました。

また、直会（なおらい）の儀では、渋谷出水市長、松下名護東公民館長、石田水俣病患者平和会会長からいずれも心温まる激励のごあいさつを受けました。この他にも名護西、中の両公民館長、出水市介護保険課長やご近所のみなさんなど50人の方々にご列席いただきました。

橋口三郎代表理事は、施主としてあいさつし「私の夢が実現に向かって動き始め感無量です。地域みなさんに愛され親しまれるグループホームとなるようがんばる」と述べました。

当日もごあいさつをいただいた松下館長から投稿していただきました。



『三郎の家』 心にぬくもりを覚える明るい話

アメリカの世界貿易センターのテロによる崩壊、零下20度Cの極寒の中で緊急の援助を求める何十万、何百万というアフガン難民、不況、リストラ、脱税等々暗いニュースが多い混迷の世情にあって、NPOグループホーム三郎の家が、私共の出水市名護地区に誕生すると言うことは、心にぬくもりを覚える明るいお話です。

橋口三郎先輩が長い年月、辛苦艱難に耐えしので貯えた尊い私財を投じて「みんなの幸福」に役立てたいと言う美しい真実の心からこの事業に着手されたと伺いして、尚も感動を深く致します。

三郎の家を利用される方々も、近隣の方々にも安心して貰い喜んで貰える明るい家に成長して頂きたいと切に願っております。又、地域の私共もそれぞれボランティアで出来る事を通して、この事業が盛んに発展するようにと精一杯の協力をさせて頂きたいと考えております。



名護東公民館 館長 松下 勘 助

「三郎の家」建設資金のご協力とNPOみなまたへの入会のお願い

「三郎の家」の建設資金は、4,500万円の費用が必要ですが、現在3,000万円に達しました。皆さまのご支援に心からお礼を申し上げますとともに、更なるご協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、「NPOみなまた」にまだご入会でない皆さまにはぜひともご入会をお願いいたします。NPOみなまたは、介護・福祉事業と水俣病や環境問題の情報発信、政策提言を活動の柱としています。これらの運動をすすめるためにお一人でも多くの皆さまのご入会をお待ちしています。現在、会員数は600人になりました。

水俣病の動きから

水俣病総合対策医療事業の「医療手帳」の更新手続きが簡素化されました。

医療手帳の更新手続きは、当初から患者さんにとって何かと負担になっていました。また、更新手続き時に環境省がいくつか条件をつければ、新たな切捨てにつながりかねない可能性をもっていました。そのために水俣病被害者の会はじめ患者団体がかねてから更新手続廃止を要求していたものです。

これに対し、昨年暮の要請行動の中で、環境省は、来年3月1日交付分から医療手帳の有効期間を3年から5年にすることを明らかにしました。また、更新の際に医師が証明する「療養証明書」の添付を義務付けていましたが、これを原則として不用としました。

政府解決策による解決直後から要求し続けてきたことが、一部ではありますが、実ったものです。

ところで、水俣病患者さんの医療をめぐるのは、小泉内閣の構造改革の名のもとでの医療保険制度の大改悪と連動して、新たな困難が生まれようとしています。それは、水俣病の医療の範囲が、医療保険の範囲と同じであるために、医療保険本体が、保険診療の範囲を狭めるとこれに連動してしまうためです。

構造改革の推進というごまかしの中で、医療の水準が切り下げられるものです。したがって、医療保険の大改悪に正面から立ち向かうとともに、そもそも公害患者として、加害者の責任で医療を補償するという原点に立ち返ってのたたかひが必要であると考えます。また、同じように苦しんでいる難病、被爆者のみなさんとも手をつないでいきたいと思います。今年早々の取り組みが重要です。

☆お 知 ら せ☆

*『水俣病裁判全史』全5巻ができあがりしました。

水俣病被害者・弁護団全国連絡会議 編、清水誠・宮本憲一・淡路剛久の各先生による監修で日本評論社から出版されました。

第1巻：総論編 第2巻：責任編 第3巻：被害・世論編

第4巻：運動編 第5巻：総括編・別冊水俣病略年表

*水銀国際会議報告書および市民フォーラム報告書、近日発行予定

(いずれもNPOみなまた編集・発行)

これは、この間取り組んだ「水俣病の教訓を国民の立場から検証する全国市民フォーラムinみなまた」や水銀国際会議の内容をまとめたものです。来年早々に発行できるよう準備しています。

*お問い合わせは…

水俣病被害者の会事務局：TEL 0966-62-3526

NPOみなまた事務局：TEL 0966-62-9822

FAX 0966-62-1154(共有)

◆◆わたしの願い◆◆

この度、福祉「NPOみなまた」が設立されることをお聞きして、わたしも会員の仲間に入れて頂きました。スタッフの皆様方の献身的なご努力のお陰で「NPOみなまた」ができたとお伺いして深く感謝しております。

出水市のグループホーム「三郎の家」が建設され5月竣工とのこと、本当に嬉しく有り難く思っています。皆様の優しさと暖かい心で守って下さることでしょう。広い庭に花を植え野菜を作り、小鳥の来る木を植えて理想的なグループホームになりますよう願っております。

わたしはもうすぐ80才になる老女です。ここ1・2年体力の衰えが著しく老いを実感する毎日、独り暮らしが心細くなりました。水俣で生まれ育ったわたしは水俣大好き人間です。心許す友達とお互に励まし合い慰め合っています。できますなら水俣市内の便利な所に三郎の家のような（物忘れが多く体が弱って来た者が入れる）施設が一日も早くできますよう「NPOみなまた」の皆様をお願いします。

施設内ではプライバシーが守られ自分らしさが保たれる生活ができれば黄昏ゆく心と体もどんなにか心安らぐことでしょう。友達とこんなことを話し合っている毎日です。

「NPOみなまた」の益々のご発展を祈念いたします。



大堂 哲子（水俣市・元小学校教師）

NPOみなまた活動日誌（2001年9月～12月）

- 9月8日 グループホーム、宅老所、ケアハウスと運営研修会（～9日・尼崎市）
- 28日 NPO水俣教育旅行プランニング設立報告会であいさつ
- 30日 NPOへの備品補助引き取り
- 10月14日 水俣病の経験を国民の立場から検証する全国市民フォーラム（水俣市）
- 15日 第6回水銀国際会議（水俣市）
- 25日 熊本県によるグループホーム建設についてのヒアリング
- 11月1日 鹿児島県への要請・意見交換
- 7日 出水市への要請・意見交換
- 10日 NPOみなまた第5回理事会
- 14日 三郎の家建設現場説明会
- 16日 三郎の家名護地区第2回説明会
- 22日 公害地域再生のためのNGO国際会議（～24日・北九州）
- 25日 NGO国際会議参加者、水俣視察の案内
- 12月1日 三郎の家起工式
- 7日 在宅介護支援調整チーム会議（出水市）
- 12日 NPOみなまた第6回理事会

編集後記☆

やっと第2号を発行することができました。本号を読者のみなさんが手に取られるときは、新しい年を迎えておられることでしょう。昨年は、社会的にいろいろいやなことがありましたが、今年こそいい年にしたいと思います。

ところで、三郎の家の起工式は、多くのみなさんの激励をいただき、身の引き締まる思いがしました。ここで、当法人きっての文化人、江口睦美さんが、俳句を詠まれましたので紹介します。

三郎が家の鋤入れ小六月
三郎が家建つ冬の舟だまり
鋤入れの神事に小春日和かな

